

＜料金表＞

【訪問介護費（自己負担 1 割の場合の 1 回につき）】

身体 介 護	サービスに要する時間	30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間半未満	1 時間半以上 (30 分増毎に)
		A. 利用料金	2, 930円	4, 640円	6, 800円
	B. うち、介護保険から 給付される金額	2, 637円	4, 176円	6, 120円	891円
	C. サービス利用に係る 自己負担額（A-B）	293円	464円	680円	99円
生活 支援	サービスに要する時間	20 分以上 45 分未満		45 分以上	
	A. 利用料金	2, 150円		2, 640円	
	B. うち、介護保険から 給付される金額	1, 935円		2, 376円	
	C. サービス利用に係る 自己負担額（A-B）	215円		264円	

注) 上記利用料金には特定事業所加算（I）が含まれております。

【介護予防訪問介護相当サービス費（1ヶ月につき）】

区分	介護予防Ⅰ	介護予防Ⅱ	介護予防Ⅲ
A. 利用料金	11, 760円	23, 490円	37, 270円
B. うち、介護保険から 給付される金額	10, 584円	21, 141円	33, 543円
C. サービス利用に係る 自己負担額（A-B）	1, 176円	2, 349円	3, 727円

注) 予防Ⅰ：週1回程度の利用 予防Ⅱ：週2回程度の利用 予防Ⅲ：Ⅱを超える回数

☆「サービスに要する時間」は、訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスを実施するため
に国で定められた標準的な所要時間です。

☆ 上記サービスの利用料金は、訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスに要した時間で
はなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間
に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯で訪問介護・指定介護予防訪問介護相
当サービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介
護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時～午後10時まで）：25%増
- ・早朝（午前6時～8時まで）：25%増
- ・深夜（午後10時～午前6時まで）：50%増

- ☆ 2人の訪問介護員が共同で訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスを行う必要がある場合*はご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。
- *2人の訪問介護員で訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合（例）
- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
- ☆ お客様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいたんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、お客様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、お客様の負担額を変更いたします。

（3）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）

- ① 以下の場合のサービス利用は利用料金の全額（下表参照）がお客様の負担となります。
- ・要介護認定（要支援及び事業対象者を含む）を申請する前のとき
 - ・居宅（介護予防）サービス計画の作成前のとき
 - ・各要介護状態区分の支給限度額を超えるとき

	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 (30分増ず毎 に)
身体介護	2,930円	4,640円	6,800	990円
	20分以上45分未満		45分以上	
生活援助	2,150円		2,640円	

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時～午後10時まで）：25%増
- ・早朝（午前6時～8時まで）：25%増
- ・深夜（午後10時～午前6時まで）：50%増

☆ 2人の訪問介護員が共同で訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスを行う必要がある場合*はご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員で訪問介護・指定介護予防訪問介護相当サービスを行う場合（例）

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

② 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合については、超えた利用料の全額がお客様の負担となります。

別表2 各種加算要件（訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス）

サービス名	加 算 名	該当	単位数	内 容
訪問介護 介護予防 訪問介護相 当サービス (*印対象)	特定事業所加算		所定単位数の 20%加算	<ul style="list-style-type: none"> ・全訪問介護職員等に対し個別の研修計画を作成し、研修を実施 ・利用者情報、サービス提供の留意事項伝達又は技術指導を目的とした会議を定期的に開催 ・サービス提供責任者が、利用者情報やサービス提供の留意事項を文書等確実な方法で伝達、サービス提供終了後適時報告を受けている ・緊急時等の対応方法を利用者に明示 ・全訪問介護員に対し、健康診断を定期的に実施 ・訪問介護員等総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上 ・病院、訪問看護ステーションの看護師と連携し24時間連絡できる体制の整備、看取り期における対応、方針の策定、看取りに関する職員研修の実施
	介護職員処遇改善加算Ⅰ（*）		総単位数の 24.5%加算	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員の処遇改善の取り組みとして、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善等に充てられる。
	初回加算（*）		200／月	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に訪問介護計画を作成した利用者に対し、サービス提供責任者が初回に実施した訪問介護と同月内に自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等に同行訪問した場合
	緊急時訪問介護加算		100／月	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者又は家族等からの要請を受け、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めたとき、サービス提供責任者又は他の訪問介護員が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合